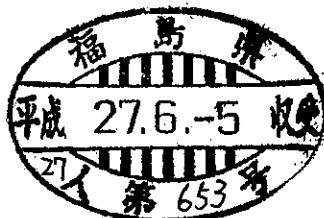
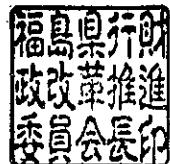


27行推第1号  
平成27年6月5日

福島県行財政改革推進本部長  
福島県知事 内堀 雅雄 様



福島県行財政改革推進委員会  
会長 横道 清孝



### 行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・再生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・再生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化など積極的な取組を進めており、概ね適当であると評価できます。

なお、復興・再生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

#### 記

- 1 復興を着実に推進していくため、復興・再生事業に必要な財政措置を国に強く求めていくとともに、通常事業に要する財源については、確実な地方財政措置に向けた国への要望に併せ、事業の見直しによる歳出抑制や積極的な歳入確保策の展開等、財源不足に対応する県自らの取組も求められる。
- 2 原子力発電所事故に伴う風評の払拭及び震災の風化防止に向けて、トップセールスに加え、風評・風化対策監を中心とした部局横断的な体制も最大限活用し、農林水産物や環境放射線のモニタリング等の県の安全・安心に関する取組や本県が有する魅力等について、県内はもとより国内外に分かりやすく積極的に情報発信していくことが求められる。
- 3 避難市町村の帰還に向けた判断や復興公営住宅の入居開始等、市町村や住民を取り巻く環境の変化を踏まえ、その時々の課題に応じた市町村等との連携や地域コミュニティへの支援等、これまで以上にきめ細かな対応が求められる。
- 4 復興関連の様々な拠点整備やプロジェクトが進行する中、復興・再生に向けた福島の歩みを確かなものとするため、避難地域等が抱える課題の解決に向けて、既成概念にとらわれない新たな発想を持ちかつ意欲的に対応できる人材や、各研究開発拠点を始めとする研究推進体制を支える専門的知識を有する人材の確保及び育成に取り組むことが求められる。